

札経商第1041号
令和5年(2023年)12月21日

東急不動産株式会社
代表取締役 星野 浩明 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について(通知)

令和5年11月28日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日(令和6年4月5日)まで行ってください。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
- 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和5年11月28日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第6条第2項
- 変更事項
荷さばきを行うことができる時間帯
- 変更年月日
令和5年11月30日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦

札幌商第1041号
令和5年(2023年)12月21日

株式会社竹中工務店
代表取締役 佐々木 正人 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について(通知)

令和5年11月28日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日(令和6年4月5日)まで行ってください。

記

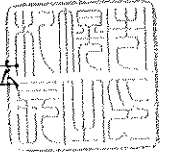
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和5年11月28日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第6条第2項
- 3 変更事項
荷さばきを行うことができる時間帯
- 4 変更年月日
令和5年11月30日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦

札幌商第1041号
令和5年(2023年)12月21日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 山本 哲也 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について(通知)

令和5年11月28日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日(令和6年4月5日)まで行ってください。

記

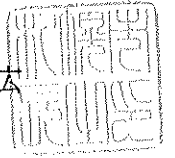
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和5年11月28日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第6条第2項
- 3 変更事項
荷さばきを行うことができる時間帯
- 4 変更年月日
令和5年11月30日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦

札幌商第1041号
令和5年(2023年)12月21日

株式会社アインファーマシーズ
代表取締役 淡路 英広 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について(通知)

令和5年11月28日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日(令和6年4月5日)まで行ってください。

記

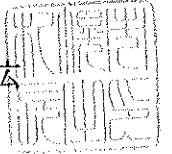
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和5年11月28日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第6条第2項
- 3 変更事項
荷さばきを行うことができる時間帯
- 4 変更年月日
令和5年11月30日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦

札経商第1041号
令和5年(2023年)12月21日

株式会社キタデン
代表取締役 伏木 進 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について(通知)

令和5年11月28日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日(令和6年4月5日)まで行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和5年11月28日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第6条第2項
- 3 変更事項
荷さばきを行うことができる時間帯
- 4 変更年月日
令和5年11月30日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦